

様式第3（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和8年6月16日

熊本県知事 殿

福岡スタンダードRE株式会社
代表取締役 重野正博
福岡県久留米市日吉町26番地の36

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 菊陽MEGA MALL【A区画】
所在地 熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2527番地2



2 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐輪場の位置及び収容台数

【変更前】

位 置	収容台数
建物南西側 別添図 (5)	115 台
合 計	115 台

【変更後】

位 置	収容台数	備 考
建物南西側 別添図 (5)	28 台	$0.65\text{m} \times 2.0\text{m} \times 28\text{台} = 36.4\text{m}^2$
合 計	28 台	

②自動二輪駐車場の位置及び収容台数

【変更前】

位 置	収容台数
建物南側 別添図 (5)	17 台
合 計	17 台

【変更後】

位 置	収容台数	備 考
建物南側 別添図 (5)	2 台	$1.0\text{m} \times 2.0\text{m} \times 2\text{台} = 4.0\text{m}^2$
合 計	2 台	

3 変更する年月日

令和9年2月17日（届出日より8ヶ月と1日後を記載）

4 変更する理由

①・②施設の利用実態を考慮し、利用効率の向上を図るため。

5 駐輪場の計画（原動機自転車を含む）

(1) 駐輪台数の算出根拠

ア 指針参考による駐輪台数の算出

店舗面積（6,270㎡）÷35㎡＝179台

イ 開業時の新規届出時の算出方法

日来店台数（2,383台）×ピーク率（14.4%）×自動車分担率（31.3%）×平均駐輪時間係数（1.07475）

上記式により、必要駐車台数は115台と予測し営業中。

ウ 今回の駐輪場の減に係る必要駐車台数の算出方法

既存営業店舗の駐輪場利用実績に基づき算出した。

その他の方法による駐輪台数の算出

駐輪場設置 条例の有無	無	
必要台数の 予測結果及 び算出根拠	既存店舗実績	
	調査日 令和8年1月30日（金）	
	時間帯	実測結果
	09：00～10：00	2 台
	10：00～11：00	0 台
	11：00～12：00	2 台
	12：00～13：00	1 台
	13：00～14：00	0 台
	14：00～15：00	0 台
	15：00～16：00	0 台
	16：00～17：00	2 台
	17：00～18：00	3 台
	18：00～19：00	0 台
	19：00～20：00	0 台
20：00～21：00	0 台	
合 計	10 台	
	調査日 令和8年2月1日（日）	
	時間帯	実測結果
	09：00～10：00	1 台
	10：00～11：00	1 台
	11：00～12：00	0 台
	12：00～13：00	1 台
	13：00～14：00	0 台
	14：00～15：00	0 台
	15：00～16：00	1 台
	16：00～17：00	0 台
	17：00～18：00	0 台
	18：00～19：00	0 台
	19：00～20：00	0 台
	20：00～21：00	0 台
	合 計	4 台
必要台数	3 台	（計画台数28台＞予測必要台数3台）＝判定 充足

(2) 駐輪場の構造、収容台数及び面積

駐輪場NO.	駐輪場構造	収容台数	面積	駐輪区画の大きさ	
				一般用	三輪車・バイク用
NO.1	平面式	28 台	36.4 ㎡	0.65m×2.0m	-
合計		28 台	36.4 ㎡	0.65m×2.0m	-

(3) 駐輪場の管理体制

項 目	内 容
整理員等の配置	配置場所： 配置人数： 定期的に店内従業員による巡回を行います。 配置日・時間：
営業時間外の管理等	夜間等において少年育成に関する犯罪に発展するような問題があれば、保安巡回等の対策を検討致します。

(4) 駐輪場案内の表示方法

看板の掲出、表示方法	既存の屋根付き施設のため、現況表示をそのまま利用する。
------------	-----------------------------

6 自動二輪車駐車場の計画

(1) 自動二輪車駐車場台数の算出根拠（開業時の新規届出時の算出方法）

ア 駐車場附置条例の有無 無し
「全国都市パーソントリップ調査集計結果」を引用し、菊陽町が該当する地方都市における使用目的分担率より
自動二輪車の必要台数＝369台×4.5％＝17台（小数点以下四捨五入）
上記式により、必要駐車台数は115台と予測し営業中。

イ 今回の駐輪場の減に係る必要駐車台数の算出方法
既存営業店舗の駐輪場利用実績に基づき算出した。

駐車場設置 条例の有無	無			
必要台数の 予測結果及 び算出根拠	既存店舗実績			
	調査日 令和8年1月30日（金）		調査日 令和8年2月1日（日）	
	時間帯	実測結果	時間帯	実測結果
	09：00～10：00	0 台	09：00～10：00	0 台
	10：00～11：00	0 台	10：00～11：00	1 台
	11：00～12：00	1 台	11：00～12：00	0 台
	12：00～13：00	0 台	12：00～13：00	0 台
	13：00～14：00	0 台	13：00～14：00	0 台
	14：00～15：00	0 台	14：00～15：00	0 台
	15：00～16：00	0 台	15：00～16：00	0 台
	16：00～17：00	0 台	16：00～17：00	0 台
	17：00～18：00	0 台	17：00～18：00	0 台
	18：00～19：00	0 台	18：00～19：00	0 台
	19：00～20：00	0 台	19：00～20：00	0 台
	20：00～21：00	0 台	20：00～21：00	0 台
	合 計	1 台	合 計	1 台
当該実測店舗につきましては、実測数値を予測数値として採用しました。				
必要台数	1台 （計画台数2台＞予測必要台数1台）＝判定 充足			

(2) 自動二輪車駐車場の構造、収容台数及び面積

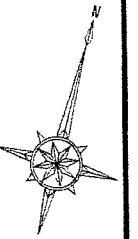
自動二輪車 駐車場NO.	自動二輪車 駐車場構造	収容台数	面積	駐車区画の大きさ
NO.1	平面式	2 台	4.0 m ²	1.0m×2.0m
合計		2 台	0.0 m ²	1.0m×2.0m

(3) 自動二輪車駐車場の管理体制

項 目	内 容
整理員等の配置	配置場所： 配置人数： 定期的に店内従業員による巡回を行います。 配置日・時間：
営業時間外の管理等	夜間等において少年育成に関する犯罪に発展するような問題があれば、保安巡回等の対策を検討致します。

(4) 自動二輪車駐車場案内の表示方法

看板の掲出、表示方法	駐輪場内の壁面及び路面表記
------------	---------------



- 廃棄物等保管施設No.1
- ① $2.72\text{m}^2 \times \text{H}1.5\text{m} = 4.08\text{m}^3$ (その他資源物)
 - ② $2.56\text{m}^2 \times \text{H}1.5\text{m} = 3.84\text{m}^3$ (生ゴミ・その他可燃物)
 - ③ $5.60\text{m}^2 \times \text{H}2.4\text{m} = 13.44\text{m}^3$ (ダンボール)
- 計 = 21.36m^3

荷さばき施設No.1
 $9.0\text{m} \times 3.5\text{m} = 31.5\text{m}^2$

廃棄物等保管施設No.2
 $5.92\text{m}^2 \times \text{H}1.5\text{m} = 8.88\text{m}^3$ (その他資源物)

出入口No.4

業務用駐車場 (4台)

荷さばき施設No.2
 $5.0\text{m} \times 13.0\text{m} = 65.0\text{m}^2$

搬出入車両専用出入口

駐輪場 (115台)

H1ヒロセ
店舗面積 $6,270\text{m}^2$

店舗出入口

店舗出入口

出入口No.3

【A区画】

出入口No.1

自動二輪車駐車場 (17台)

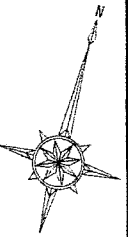
駐車場 (369台)

出入口No.2

国道57号 栗原バイパス

変更前

資料-3 平面兼配置図

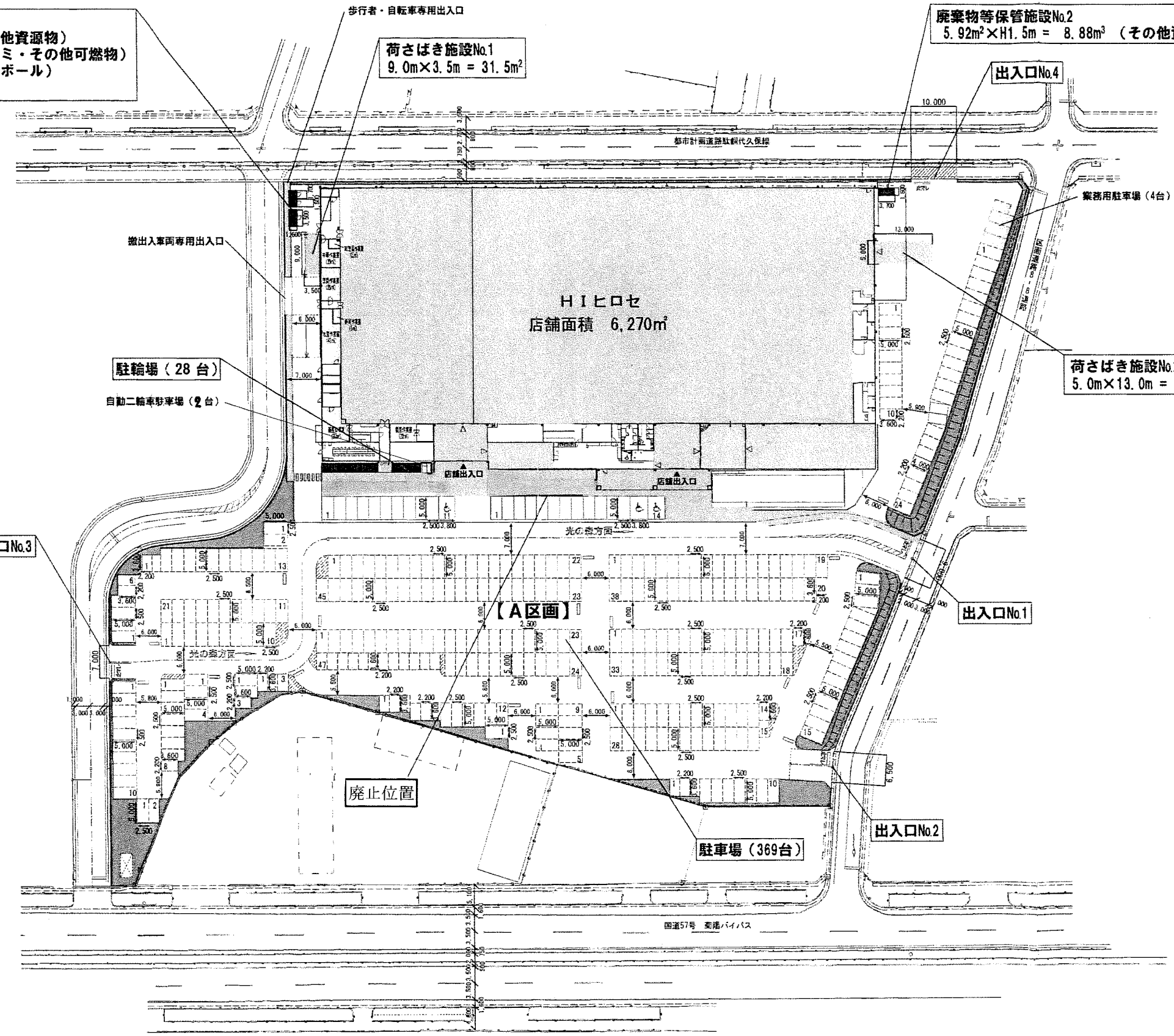


- 廃棄物等保管施設No.1
- ① $2.72\text{m}^2 \times \text{H}1.5\text{m} = 4.08\text{m}^3$ (その他資源物)
 - ② $2.56\text{m}^2 \times \text{H}1.5\text{m} = 3.84\text{m}^3$ (生ゴミ・その他可燃物)
 - ③ $5.60\text{m}^2 \times \text{H}2.4\text{m} = 13.44\text{m}^3$ (ダンボール)
- 計 = 21.36m^3

荷さばき施設No.1
 $9.0\text{m} \times 3.5\text{m} = 31.5\text{m}^2$

廃棄物等保管施設No.2
 $5.92\text{m}^2 \times \text{H}1.5\text{m} = 8.88\text{m}^3$ (その他資源物)

荷さばき施設No.2
 $5.0\text{m} \times 13.0\text{m} = 65.0\text{m}^2$



変更後

現在事項全部証明書

福岡県久留米市日吉町 2 6 番地の 3 6
福岡スタンダード R E 株式会社

会社法人等番号	2 9 0 0 - 0 1 - 0 4 9 5 4 5		
商 号	<u>福岡スタンダード石油株式会社</u>		
	福岡スタンダード R E 株式会社	令和 6 年 4 月 1 日変更	
		令和 6 年 4 月 1 日登記	
本 店	<u>福岡県久留米市六ツ門町 1 0 番地の 5 3</u>		
	福岡県久留米市日吉町 2 6 番地の 3 6	平成 6 年 7 月 2 9 日移転	
公告をする方法	福岡市において発行する西日本新聞に掲載して する		
会社成立の年月日	昭和 5 6 年 1 月 2 8 日		
目 的	1. 自動車用燃料、その他石油製品の販売。 2. タイヤ、その他自動車用品の販売。 3. 不動産売買及び仲介業ならびに金融業。 4. 不動産及び動産の賃貸業。 5. 駐車場の経営。 6. ホテル業。 7. ビデオテープとビデオデッキのレンタル及び販売業。 8. 古物商。 9. 情報提供サービス業。 10. 飲食店業。 11. 一般企業の会計事務の代行業務。 12. 太陽光発電事業及び売電事業。 13. 前各号に附帯する一切の業務。 平成 2 5 年 5 月 2 9 日変更		
発行可能株式総数	1 万株	平成 1 9 年 4 月 1 3 日変更	
		平成 1 9 年 4 月 2 0 日登記	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2 1 0 0 株	平成 1 9 年 4 月 1 3 日変更	
		平成 1 9 年 4 月 2 0 日登記	

株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 2 日登記
資本金の額	金 2 1 0 0 万円	平成 1 9 年 4 月 1 3 日変更 平成 1 9 年 4 月 2 0 日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには 取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役 重 野 正 博	平成 2 8 年 1 0 月 1 5 日重任 平成 2 8 年 1 0 月 2 0 日登記
	取締役 重 野 光	平成 2 8 年 1 0 月 1 5 日重任 平成 2 8 年 1 0 月 2 0 日登記
	取締役 中 本 勝 英	平成 2 8 年 1 0 月 1 5 日重任 平成 2 8 年 1 0 月 2 0 日登記
	取締役 山 下 さ ゆ み	令和 6 年 7 月 9 日就任 令和 6 年 7 月 9 日登記
	取締役 山 下 美 由 紀	令和 6 年 1 0 月 1 日就任 令和 6 年 1 0 月 3 1 日登記
	福岡県筑後市大字一条 1 3 1 2 番地の 3 代表取締役 重 野 正 博	平成 2 8 年 1 0 月 1 5 日重任 平成 2 8 年 1 0 月 2 0 日登記
	監査役 荻 原 知 明	令和 7 年 8 月 1 日就任 令和 7 年 8 月 1 日登記
	会計監査人 ひ か り 監 査 法 人	令和 7 年 1 0 月 3 1 日重任 令和 7 年 1 0 月 3 1 日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 2 日登記

福岡県久留米市日吉町26番地の36
福岡スタンダードRE株式会社

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成25年12月1日設定 平成25年12月9日登記



COPY

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。
(福岡法務局管轄)

令和8年6月15日
熊本地方法務局
登記官

向井英美子

